

資料番号	総務 1
------	------

令和3年10月5日
課名 総務局財政課
担当者 課長 足立
内線 2290

令和3年広島県議会9月定例会追加報告事項

1 報告事項 _____ 1件

(1) 報告事項 (1件)

令和3年9月定例会追加報告事項

1 180条専決処分報告 ～ 1件

(1) 令和3年度広島県一般会計予算の補正について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が減少した県内の中小企業等への支援に要する経費について、令和3年度広島県一般会計予算を補正（財政課）

令和3年度広島県一般会計予算の補正について

令和3年9月財政課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が減少した県内中小事業者を支援するため、次のとおり令和3年度一般会計予算の補正を専決処分した。

2 根拠規定

地方自治法第180条第1項（軽易な事項）、知事専決処分についての指定第4号（全額寄附金、全額国庫支出金による予算の補正）による。

3 事業概要

対象期間	令和3年10月
対象事業者	県内に本社・本店のある中小事業者 ※広島県感染拡大防止協力支援金対象者を除く
支給額	・中小法人：上限20万円/月 ・個人事業者：上限10万円/月 <算出方法> 2019年または2020年の対象月の売上ー2021年の対象月の売上から算出
支給要件	ア 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上減少していること。 イ 中小企業基本法で定義する県内の中小企業（個人事業主含む）であること等

(※) 酒類販売事業者に対しては、上記に加え、次のとおり追加支援を行う

売上の減少幅	支給額
2か月連続で 15%以上30%未満	・中小法人：上限20万円/月 ・個人事業者：上限10万円/月
70%以上	・中小法人：上限40万円/月 ・個人事業者：上限20万円/月
90%以上	・中小法人：上限60万円/月 ・個人事業者：上限30万円/月

4 所要額

(単位：千円)

区分	現計予算※ (A)	執行見込額(B) 5～9月分	所要額(C) 10月分	追加所要額 (B+C-A)
金額	7,144,000	5,802,200	1,681,400	339,600

※令和2年度からの繰越予算(1,300,000千円)を含む。

5 専決処分の内容

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
9 国庫支出金		289,672,273	339,600	290,011,873
	2 国庫補助金	194,598,143	339,600	194,937,743
歳入合計		1,323,639,388	339,600	1,323,978,988

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
7 商工費		117,657,261	339,600	117,996,861
	2 工鉦業費	107,886,109	339,600	108,225,709
歳出合計		1,323,639,388	339,600	1,323,978,988